

鎌倉市新ごみ焼却施設意見聴取会議事録（概要）

日 時：平成 26 年 11 月 19 日（水） 19:00～20:30

場 所：芸術館集会室

参加者：24 名

市民 資料 1 の 8 ページで大気汚染の現況があり、今の数値は問題ないとしているが県の測定数値では名越と今泉の影響があり、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は市役所屋上では、クリーンセンターから離れているにもかかわらず数値が高くなっているように思われる。名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの測定場所は、何箇所あるのか。風下で測定すれば数値は高くなるのではないか。他の数値はどの程度なのか。

市 名越、今泉に起因する大気環境の測定結果は、資料中ではそれぞれ代表的な 1 箇所の結果を例示しており、実際には、名越が 2 箇所、今泉が 5 箇所の計 7 箇所で測定を行っているが、いずれの数値も、ほぼ同じような数値で推移しており、全て基準値以下となっている。また、3 年に 1 度、土壌調査も行っているが、こちらも基準値以下となっている。

市民 資料 2 の場所の決め方で 1 次、2 次を経て 4 箇所の白塗りとなる場所が出てきたようだが、白塗りがなかった場合、また、白塗りが 1 箇所だけとなった場合には、その 1 箇所に決めてしまうのか。法などの制限で除外してきているが、住民の迷惑のかからない場所はどこかという視点で選んで、そこから法規制はないのか、法規制があったとしても解決できるかどうかということを考えていくものではないか。

市 115 箇所からの絞り込みは、緑地、公園に関しては、ほとんどが風致地区で高さ 8 m の制限があり、焼却施設建設には厳しい制限となっている。古都法では 4 条区域と 6 条地区があり風致地区も重なっている。緑地関連法については、緑地に対する制限がある。緑地、公園が除外されたのは、公園は充足率の関係で、現在の公園は廃止できないこと、また、これまでの市の緑地保全に対する取り組みの歴史もあり、市の姿勢としても好ましくないと考えたからである。白塗りとなる場所がなかった場合は、別の手法も考えなければならなかったであろうと思われる。

市民 具体的な話として、事業系のごみが 2：1 で年間 1 万トン、排出場所としては、主に海岸、大船駅前、深沢地域などがあり、野村総合研究所跡地に搬入する場合には、長谷大仏、大平山丸山団地、北鎌倉方面からの 3 本のルートしかないが、どのように持ち込まれるのか。今までは、北鎌倉方面から持ち込まれることはなかった。

市 現在のところ、主要道路を通行しての搬入を考えている。野村総合研究所跡地は県道藤沢鎌倉線から入ってくるルートで検討している。山ノ内からのルートは近隣収集の限られたものであり、大平山丸山団地もその区域の収集車両だけで、大船か

らのものは、県道大船腰越線から手広経由で県道藤沢鎌倉線のルートを通行することを想定している。

市民 鎌倉、大船からのものは、深沢地域整備事業区域の前を通って入ってくることになるのか。

市 今のところ、モノレール下の道を使用すること考えていない。

市民 人口重心は、新しく深沢で開発される地域も含めて北側の人口が増えるので、かなり北側に移行するのではないか。事業系のごみは、民間事業者が収集しているので、銭洗弁天の前を通行するなど、最短ルートを通行すると考えられるが、どのようにコントロールするのか。

市 主要幹線道路を使用するよう、指導していく。

市民 民間事業者が、市のいうことに簡単に従うのか。

市 これまでも、運搬に関して協力をお願いしてきているということであり、今後も市の施策に協力してもらえよう説明し理解を得ていく。

市 それ以外の方法は考えていないのか。

市民 行政としてお願いしていくことが第一だと考えている。市として、基本的には主要幹線道路を使うことをお願いしていくということである。

市民 本日午前中に、観光厚生常任委員会協議会を傍聴した。市は用地検討部会に十分な説明をしたと回答していたのを聞いて非常に不安になった。審議会の学識者の方たちは、全員市外の人で、廃棄物関連の専門家であり、市内の交通事情、都市計画や街づくりについてはほとんど知らない。古都保存法について、全く理解はないのではないか。そういう人たちに古都保存法の説明をしていない。歴史的風土、風土保全というものがどういう背景で付いたか理解しているのか。

市 歴史的風土とは、この法律が出来た背景にもある。鎌倉でいえば、八幡宮の裏山の開発といったような、史跡、歴史的建物を取り巻く、周辺の環境も含めて、それが歴史的風土というところの位置付けで法律が出来たと理解している。

市民 野村総研跡地は周囲を、歴史的風土保全地域、特別保全地域で囲まれている。その中で、野村総研だけが除外されている経緯はご存知か。

市 古都保存法が出来たのが昭和 41、2 年で、この建物が出来たのが昭和 40 年頃ということで、ちょうど時期が重なっている時期である。当時、法律の規制がある中で、何度か拡大されて、現在の保存区域が約 900 ヘクタールあるという状況になったのだと認識している。

市民 歴史的風土は認識していただいているようだが、問題は、それを審議会委員や、用地委員会にもきちんと説明していないことである。風土というのは景観も含めて、保全する地域らしさを保つという法律である。野村総研は、法律制定の 2 年前ぐらいに出来上がっていたので除外されたが、海側から見ても白い建物が見えるため、古都保存法が作られていたら、建てられなかったと思う。

市 今の史跡があるところの裏山は、特別保存地区の拡大地域で、特別保存地区であれば、法的に開発は出来ないと思われる。保存区域であれば、歴史的風土保存区域

をどのようにコントロールしていくかは、風致地区の条例と合わせて、規制をしていく仕組みになっているので、特別保存地区でなければ、これらを配慮した中での計画作りになったのではないかと推測する。仮に、焼却施設が建設される場合は、当然、景観的配慮を行なうことになる。見えないようにするとか、修景といった配慮をしなければいけないという場所であることは、認識している。

市民 中途半端にしか理解していないようである。もし、野村総研が建つ前に保全区域の設定がされたとすれば、今のような形で設定するはずがなく、保存区域になっている場所である。そこは、先に建物が出来たから仕方ないとして、あとから建てる施設も、本来なら歴史的風土保全を考えるべき土地に、市ならば、建物を建てても良いという考え方をしているのであれば、私は問題だと思う。世界的に問題であると思うので、審議会にきちんと説明していただかないと、委員の方たちは、全くこういうことを理解していないと思う。

市 風致地区等の規制については、用地部会で説明しているが、本日の話は、今後も、審議会や用地部会に伝えていきたい。

市民 19 項目の中の、13 番目の付帯施設のコストについては、鎌倉市は、お金がないということなので、どれくらい費用がかかるのかというのは、選定する上で大きな要素となるものと思う。それを正確にかかるものはかかる、余分なものは精査する必要があるので指摘しておく。野村総研で、橋は本当に耐震補強で十分なのか、建替えるという話になると補強費用の 2 億円では済まず、おそらく 10 億円を超える費用が必要だし、道路基準も建設時とは違い、パッカー車が通るとなると厚くしないといけない。車輛の加重も増えるので補強工事で大丈夫なのか、特に基礎部分が駄目であると建替えになるので、この辺をきちんと精査すべきである。道路基準も違うので場内の道路についてもすべて見直すべきだがそれはみていない。勾配がきついので、雪が降ったり、凍ったりした時、路面を融雪する施設が必要となるが、その費用はみているのか。深沢 J R 跡地では、かなり造成費用をみているが、あそこは軟弱地盤であり、地盤改良が必要で、それは基盤整備費でみているようだが、何を建てるにしても杭を打つ必要があるので、二重に計上していることになるのではないかと。また、今は C 地区で検討しているようであるが、A 地区、B 地区であれば地盤改良は必要ないのではないかと。C 地区はハザードマップで一部浸水となっているが、A 地区、B 地区であれば該当しない。なぜ C 地区で検討しているのか、根拠を示さなければならない。A、B、C で比較して、評価の中に組み込んで、それぞれを検討しておかないと後々問題になる。

市 意見として拝聴する。深沢 J R 跡地については、あくまで、区画整理事業全体を想定しているが、どこかを想定しないと作業が出来ないということ、また、C 地区は、土地利用計画の中でも、公共用施設用地と重なっている箇所であるからである。